

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和4年度津市通学区域審議会
2 日時	令和4年12月15日（木） 午後7時から午後8時30分まで
3 場所	本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	（委員の出席者） 大屋ゆかり、木原剛弘、真川恭子、真川真紀、 下村純也、長井清隆、中村徹、中山利世子、 西川一美、蓮尾直美、前田敏夫、松林華枝、 松村正人、村井直人、本橋良介 （50音順、敬称略） （事務局） 教育長 森昌彦 学校教育・人権教育担当理事 伊藤雅子 学校教育推進担当参事（兼）学校教育課長 松本幸也 教育研究支援課長 奥田幸伸 学校教育課担当主幹 中条尚美 学校教育課主査 佐々木一憲 学校教育課主事 山本健人
5 内容	1 (1)部活動を事由とする指定校変更について (2)学校区にかかる保護者等からの意見について 2 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	教育委員会事務局 学校教育課 学務担当 電話番号 059-229-3245 E-mail 229-3245@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 次のとおり

事務局

皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、御参集いただきありがとうございます。定刻になりましたので、只今から、令和4年度通学区域審議会を開催させていただきます。この通学区域審議会は、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、「公開」とし、一般の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては、発言者の

氏名も含め、公開することになりますので、委員の皆様には、どうぞ御了承ください。なお、ホームページに掲載する会議録作成の都合上、本会議の内容は記録させていただきますことを併せて御了承ください。

では、これより、教育長 森昌彦から御挨拶させていただきます。皆さん、こんばんは。年の瀬の大変慌ただしくお忙しい中、また、非常に寒い中、このような時間に御参集を賜りありがとうございます。コロナも第8波が来たと言っておりましたら、瞬く間に広がって参りました。学校、幼稚園の職員、生徒共に非常に多くの陽性者を出しています。ただその中でも、学校、園あるいは関係団体、様々なところで、少しでも感染を少なくするために感染防止に向けてしっかりと取り組んでいただきながら教育活動を進めていただいています。これはもう学校、園の先生方、関係団体あるいは地域の皆さんに感謝をする次第です。

さて、この通学区域審議会ですが、先程も担当が申しましたが、これは条例に基づいて設置されている教育委員会の諮問機関で、通学区域の適正を期するために設置しているということで、今、通学区域に関わっては非常に関心が高いです。今、12月議会中で本会議と教育厚生委員会が終わって後は閉会を待つところですが、議会の中でもやはり通学区域の話が出てまいります。一番関心が高いのは、部活動に関わっての通学の話です。昨年度、コロナもありまして何年かぶりにこの通学区域審議会を開いた時も、部活に関わって、どうして津はもっと自由にしてくれないのだという御意見が非常に出ております。仰るのはこちらもよく分かっているつもりですし、何とかできたらいいなという思いもしながら、教育委員会として色々思いやこだわりもございます。そもそも部活動は学校の教育活動で非常に大事なものです。とは言うものの、教育課程外の活動であるということが大前提としてあります。でも、子どもの心身の発達にとって非常に大事なものだと思っており、特に中学校では非常に大事です。そのような中、保護者の方々の部活動に対する思いは様々で、当然価値観もそれぞれ違う中で色々なことを御希望として仰ってみえます。一番多いのが先程も言いましたが、他の市町と比較して、津市は厳しいのではないかという御意見です。これまで小規模校の存続の危機に繋がるということとはよく言わせていただいていることですが、加えて津市がこだわっていることの一つに小中一貫教育がございます。小学校中学校の

連続性や、もう一つは地域とともに在る学校ということに対して非常に力を入れている状況がございます。今、部活動については一定の縛りをかけていますが、それを全くフリーに、例えば隣の学校行ってもいいよという形にすると、子どもがずっと基盤にしている小中一貫や、地域とともにということについて、いかがなものかというのが子どもの考えとしてはございます。

ただ、この辺りについては、色々な考え方や価値観があるかと思っています。今あえてお話ししたことに対しても様々な御意見があると思いますので、この審議会の中で忌憚なく言っていただきたいと思います。決して今私がお話した事を変えないという思いで言っているわけではございません。色々な価値観があると思いますので、皆様に御意見を言っていただき、それを十分考えさせていただき、今後の考え方等に活かしていきたいなと思っております。今日この遅い時間からではありますが、どうか忌憚のない御意見をいただければと思います。

事務局

続きまして、皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。本審議会の委員様におきましては、本年度一部入れ替わりがありましたので、お名前と簡単に役職を言っていただきたいと思います。では、西川様よりお席の順に、よろしくお願いいたします。

西川委員

こんばんは、津市自治会連合会で幹事をしている西川といいます。本日はよろしくお願いいたします。

中山委員

中山利世子と申します。小学校に勤めておりました。よろしくお願いいたします。

真川委員

失礼します。真川恭子と申します。元小学校校長でありました。

前田委員

こんばんは、前田敏夫といいます。元小学校の校長でした。長い期間中学校の教員をしておりました。今は公民館に勤めております、よろしくお願いいたします。

下村委員

こんばんは、下村純也と申します。今は地区で社会福祉協議会を中心にボランティア活動をさせていただいています。

中村委員

こんばんは、中村徹です。私は芸濃町で長くスポーツ少年団の監督をしておりました。今は自治会の役を行っています。よろしくお願いいたします。

蓮尾委員

蓮尾直美と申します。三重大学に勤めさせていただいております。今は非常勤をしております。よろしくお願いいたします。

本橋委員

こんばんは。津市PTA連合会で副会長をさせていただいております本橋です。よろしくお願いいたします。

木原委員	こんばんは、津市PTA連合会で今年度も会長をお預かりさせていただいております木原です。どうぞよろしくお願いいたします。
村井委員	こんばんは、香海中学校で校長をします村井直人といいます。よろしくお願いいたします。
大屋委員	こんばんは、高茶屋小学校の校長の大屋です。よろしくお願いいたします。
長井委員	こんばんは、上野小学校校長の長井といいます。よろしくお願いいたします。
真川委員	こんばんは、三教組津支部支部長をさせてもらっております真川真紀といいます。一身田中学校に勤務しております。よろしくお願いいたします。
松林委員	失礼します。こんばんは、敬和幼稚園の園長の松林華枝と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	本日御欠席の委員につきましては、事務局より紹介させていただきます。津市PTA連合会副会長 松村正人様。 皆様、ありがとうございました。 引き続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。教育委員会事務局 学校教育・人権教育担当理事 伊藤でございます。伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
学校教育・人権 教育担当理事	
事務局	教育委員会事務局 教育研究支援課長 奥田でございます。奥田でございます。よろしくお願いいたします。
教育研究支援課長	
事務局	教育委員会事務局 教育推進担当参事 兼 学校教育課長 松本でございます。松本でございます。よろしくお願いいたします。
学校教育課長	
事務局	教育委員会事務局 学校教育課 学務担当 佐々木でございます。佐々木と申します。よろしくお願いいたします。
学校教育課担当	
事務局	同じく、山本でございます。山本と申します。よろしくお願いいたします。
学校教育課担当	
事務局	そして、私は、学校教育課学務担当主幹の中条でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、会議の成立について確認させていただきます。本日、委員15名中14名の委員に御出席いただいております。条例第6条第2項の規定に基づき、委員の過半数が御出席いただいておりますので、審議会として成立しておりますことを報告いたします。

	次に、事項に移りたいと思いますが、委員改選後、初めての審議会となりますので、会長が決まりますまで、私の方で議事を進めさせていただきたいと思います。では、事項書3番の委員の互選に移りたいと思います。参考1の当審議会条例を御覧下さい。第5条により「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」となっておりますが、会長及び副会長の選任について、いかが取り計らいましょうか。事務局としましては、会長につきましては、前回に引き続きまして蓮尾直美様に、副会長は、新たに高茶屋学校校長の大屋ゆかり様にお願いしたいと思います。御異議ございますでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	御異議がないので、会長に蓮尾直美様、副会長に大屋ゆかり様に決定したいと存じます。よろしく願いいたします。蓮尾委員、大屋委員、席の移動をお願いします。 それでは、条例第6条第1項において、会長が議長となることとなっているため、これからは、議事進行を蓮尾会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
蓮尾会長	只今選出されました蓮尾でございます。よろしく願いいたします。 先程、森教育長から、忌憚のない御意見をいただきたい、とのお話がありましたように、何卒議題に対する忌憚のない御意見を願いたいいたします。
大屋副会長	副会長を仰せつかりました大屋です。分からないことが多いですが、皆様の声を聞かせていただき考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
蓮尾会長	それでは、お手元の事項書を御覧下さい。4の協議事項、「部活動を事由とする指定校変更」について、事務局の方から説明をお願いいたします。
学校教育課長	学校教育課長の松本でございます。本日説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。 教育長から申しましたようにコロナ禍ですので、できるだけ端的に要点について説明させていただきますので、御協力よろしく願いいたします。 この通学区域審議会は、コロナ禍の影響もありまして、昨年の12月、4年ぶりに開催しました。それから、本日1年ぶりの開催でございます。委員の皆様方の中には初めて御出席される方もみえま

すので、通学区域審議会について改めて少し説明させていただきます。

この通学区域審議会は、津市通学区域審議会条例に基づきまして、通学区域の適性を期するため設置されており、通学区域の設定、改廃に関する事項を調査、審議するものです。過去に御協議いただいた内容として、指定校変更の基準や隣接する通学区域の弾力化等があり、最終的な決定は教育委員会が責任をもって行いますが、この審議会が多方面からの御意見をいただくことで適正な運用を行っております。

それでは、本日議事事項「部活動を事由とする指定校変更」について、説明いたします。

この案件につきましては、これまで何度か御協議いただき、昨年度も委員の皆様方からいただいた御意見を基に、一部変更いたしました。

本市では、国の通学区域における弾力的運用を考慮し、部活動を指定校変更も特別な事由として認める一方で、ある程度の基準がないと、先程教育長が申しましたように小規模学校の存続が危ぶまれるということから、一定の基準を平成30年度より設けております。その基準というのは、当初は津市スポーツ奨励賞を受けている者、また、三重県競技力向上基本方針で位置づけられておりますチーム三重ジュニアの指定を受けている者でございましたが、このチーム三重ジュニアは、国体に向けたジュニア選手、それから少年選手の育成、強化を目的としていたために、とこわか国体がコロナ禍の影響により実施できなくなったことから、この指定がなくなってしまいました。そこで昨年度、この場でも御協議いただき、それに代わる新たな基準を決め、新たな基準の変更を、各校を通じて示したところです。

その後、新たな基準を設けてどうなったのかということをお伝えしておりませんでしたので、お伝えします。新たな基準をもとに指定校変更となった件数は、令和4年度は1件でございました。

相談件数は5件ありましたが、うち指定校変更をされたのが1件で、残りの3件は競技の成績が指定校を変更できる基準に満たなかったため、辞退をしていただくことになりました。残りの1件は、児童の希望で後日取り下げられたと聞いています。

今年度、既に1件の御相談がございましたが、これは津市以外の他市町から部活動を事由とする区域外就学ができないかという希

望であり、この場合は他の市町の区域外通学の取り決めがあるという
ことで、これは対象外とさせていただく予定でございます。

今後は、部活動の地域移行という話もございます。部活動を学校
単位から地域単位に変えていくという動きですので、通学区域との
関わりにおいてもその動向に注視しながら、検討していきたいと思
っております。

次に、部活動の一つに柔道競技があります。この競技に行き過ぎ
た勝利至上主義が見られ、柔道競技の個人戦において、全国大会が
中止になるという報道が昨年度ありましたが、それに代わるもの
として、参加することを目標にできるイベントが開催されるというこ
とです。

そこで、「全日本小学生柔道育成プロジェクト2022」という
のが、このイベントでございます。現在のところ、全国大会に準ず
るものとして、事務局としては取り扱いたいと考えております。

ここまでは部活動に関することです。御意見、御質問ございまし
たら、よろしくお願いします。

蓮尾会長

それでは、只今事務局から説明いただきましたので、皆様の方か
ら御質問、御意見、お願いします。

前田委員

昨年、色々意見や質問させていただき、今年この基準になったと
いうことで、令和4年度の状況が5件の相談を受けたが、指定校変
更となったのが1件、他の3件については競技の成績が伴わずとい
うことですが、基準を変更して、基準に合わなかったということだ
と思うのです。言える範囲で結構ですので、この成績が伴わずとい
うところをもう少し具体的に言っていただけると、我々が去年検討
した基準が少し厳しすぎたのかというようなことははっきりして
くると思うので、教えてください。

蓮尾会長

松本課長、お願いします。

学校教育課長

私達の方が把握している中では、優秀な成績と御本人の方が思わ
れていて、この成績であれば部活動を事由とした変更ができるので
はないかという問い合わせがございました。

ただ、私達の基準としまして、全国大会もしくは東海大会等に出
場できるということが前提でしたので、その説明をさせていただきました。

ただ、議会の方でも質問があったように、この基準がそもそも必
要なのかとか、この基準は変更されないのかとか、もし変更があっ
て不利益があった場合にその移行措置等を考えてもらう予定はな

いかとか、そういう御質問もありましたが、今のところこの基準に関しては、申し訳ありませんが、このままでお願いさせていただきたいという説明はさせていただき、もし例えば、前回の基準からこの基準に変えたことにより、選ばれていたはずの方が選ばれなかったということになれば、移行措置も検討させていただきたいと思いますという返事をいたしました。

蓮尾会長

他にございませんでしょうか。

今回の事例は去年基準を少し緩和していただいて、この数値なのですか。応募された5件、そのうち1件ということですが、従来はもっと少なかったのか、多かったのか、どうなのでしょう。

学校教育課長

相談件数と実際に指定校変更が叶った人数ですが、平成30年度は2名の御相談がありまして1名の指定校変更、令和元年度は6名相談がありまして3名、令和2年度が5名の相談だったんですけれども、結局は0名、令和3年度は1名という話を聞いています。

蓮尾会長

今の説明でよろしいでしょうか。

中村委員

すみません、協議資料2の申請者数は津市内の？

学校教育課長

はい、そうです。

中村委員

毎年、色々な事情で申請があるのですね。

学校教育課長

はい、これもあわせてであれば、協議事項の2の部分も説明させていただいてよろしいでしょうか。

蓮尾会長

はい。

学校教育課長

それでは、協議事項2を説明いたします。保護者、また、地域の方から色々な御意見をいただいています。

まず、資料をご覧ください。これは、津市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の別表になります。区分が12あり、いずれかに該当すれば、市内の指定校以外の小中学校に入学を許可している基準でございます。この基準をもとに学務担当が多くの保護者の方々とやりとりをさせていただいています。中にはどうしてもこの学校に行きたいという希望もあって、大変厳しい御意見をいただくことがございます。担当として、まずはしっかりお話を聞かせていただき、どういう事情で指定校変更を希望されてみえるのかということ、個々の気持ちをしっかり聞かせていただくことを心がけております。

まず、アについて、先程から御意見をいただいております部活動を事由とした指定校変更ですが、このような基準をなくしてほしい、したい部活動が進学する中学校になれば指定校変更させてほし

いというものでございます。保護者や議会の方でも御意見をいただいております。これについては、引き続き丁寧に説明し、御理解いただきたいと思います。

次に、イについては、預かりで指定校変更した児童が中学校に行っても預かりで認めてほしいという内容でございます。例えば、小学校に在籍している間に預かりで指定校変更をした場合は、中学校では大きいので預かりは必要ないと判断し、元の指定校に戻るのが原則です。ただ、そのお子さんが特別に支援を要する場合であったり、その他の特殊事情により、中学校に行っても預かりが必要な生活実態が見受けられる場合があります。具体的なことはなかなかここでは申し上げられないのですが、特殊事情がある場合は、保護者の方、それから学校からも十分聞き取りをさせていただいたうえで、区分12、一番下の特別な事由により、教育委員会が認めるということで対応をしております。

それから、ウについては、通学可能な範囲なら転居前の学校に通いたいというものです。これは住所変更により、通学校区も変わった場合、区分1により年度末までは転居前の学校に通っていただいても結構ですが、新年度になりましたら、指定された学校に戻ってくださいというのが原則です。ただ、転居してもそのまま前の学校に行きたいという御意見をいただくことが多いです。その場合はそのお子さんの事情、例えば、教育環境が変わると学校に行きにくいとか、変えない方がいいという、お医者さんからの医療的な診断書をいただく場合がございますので、そういった場合や、また、学校からも御意見いただくことがあります。元々友人関係を築きにくいお子さんで不登校傾向にあり、学校が変わることでその傾向がより強くなるのではという御意見を出される場合は、これらも区分12で対応をさせていただくこともございます。

最後に、エは、自治会と学校区を同じにすべきである、という地域の方からの御意見です。直接お子さんを通わせてみえる保護者ではなくて、地域の方から御意見をいただきまして、これは資料をつけさせていただきます。

簡単な地図にしてあるので、少し分かりにくいかもしれませんが、別紙エの学校区と自治体についての資料をご覧ください。現状を見ていただくと、これは、国道を挟んで自治会が存在しておりますが、薄い色を塗ってあるのがA小学校の校区でございます。濃い色とそれから網線になっているところがB小学校の校区となっております。

ます。今回、御要望いただいたのは、その網線の部分を、本来 A 小学校に関係の深い自治体に所属しているということから、要望案にあります通り、自治会と校区を一緒にしてほしいという要望がございました。

理由としては、自治体と校区が分かれてしまうと、日常的な地域活動の繋がりが薄くなってしまい、緊急の場合や学校行事の連絡も取りにくいということです。確かに校区を定めるについては自治会の区割りというのは要因の一つですが、通学距離や、通学に関する安全を考慮すること、また、適正な学校規模を維持することなど、様々な要因も考慮して決定してございますので、自治会のラインと必ず一致をしていないというのが現状です。

先程申しましたように、これは保護者の方から御意見をいただけなかったもので、ぜひ保護者から御意見をいただけますかということで、地域の方にもお話をさせてもらっていますが、今改めて保護者の方からの御要望をいただいておりますので、もしありましたら、しっかりと説明をさせていただきながら、事情もしっかりと聞かせていただきたいと思いますと思っています。

このようなアからエについても、一度皆様方から御意見いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

蓮尾会長

それでは、その内容が部活動に関わるア、それ以外はイ・ウ・エですが、まず、最初の方で中村委員には、この表アに関わって質問いただいたのですが、部活動について何か御意見ございますでしょうか。

中村委員

部活動については、新しい方針ができて、それでしていただければと思いますので。申請者数の変遷について、こんなにも多いのかと思ひまして。

蓮尾会長

この区分表を見ますと、部活動以外の理由で申請された方も多くいらっしゃるようです。

部活動に関わって、他にございませんでしょうか。

木原委員

はい、PTA 連合会です、僕も保護者なので、部活動による変更の御意見を沢山いただくので、教育委員会さんがお示しいただけることとか、教育長が言われた考え方、地域でということと、小中一貫ということもしっかりとお伝えをしていきたいと思いますが、教育委員会さんが丁寧に発信をいただきたいというのが 1 点と、保護者としてはやっぱり子どもがやりたいという競技がその学校にないという状況は悲しいかなと思っています。ただ、小規模校の存

続のことであつたりとかいう部分も十分理解はしてるつもりです。

今年度の東海北陸の PTA 大会の時に、松阪のある中学校が数年前に入学数ゼロを経験して、その後地域コミュニティスクールを中心に地域の中でようやく生徒数を戻してきたことを発表されました。部活動の理由を解禁したからといって小規模校が駄目になるわけではないのではという御意見は、そのディスカッションの中であり、後で市の保護者の方からもいただきましたので、やっぱり教育長が言われたような地域のコミュニティとしての学校をしっかりと守っていくという思いはしっかりとお伝えいただいた方が、小規模校の存続だけを押していくと、そうではないという御意見も出てくるのではと思います。

あと、子どもたちがこの競技やりたいと思って一生懸命やっている子が中学校で部活ができないというのはやっぱり残念でかわいそうに思うので、今後中学校の部活動が地域に移行されていく中で、その子たちが学校以外の地域の中でしっかりと希望する競技を続けられる、何らかの形で携わっていけるような環境を併せて作っていただければ、全面的な解決にはならないかもしれませんが、より子どもたちの希望に近づいていくのかなと思いますので、そちらも御配慮いただければと思っております。よろしくお願いします。

学校教育課長

ありがとうございます。自分たちの思いも全く同じで、子どもたちがしたい部活動、やりたい活動はできる限り保障していきたいと思えます。議会の教育厚生委員会でも少し話させていただきましたのは、今、学校では、例えば野球やサッカー、テニスのダブルス等でチームが組めない場合に、学校同士で合同チームを作っていたくような工夫をしていただいております。ただ、安全のことを考えますと、教師単独で部活動を子どもたちの希望する通りに広げていくとなるとなかなか厳しい現状もございます。これから部活の地域移行をしっかりと活用していけるような方法がありましたら、そこも含めて指定校変更の協議を進めていきたいところであります。御意見ありがとうございます。

蓮尾会長

他にございませんでしょうか。部活動の関係はよろしいでしょうか。

前田委員

今、部活動の地域移行ということで、私の職場でも中学生を持つ親がいて、その人の話では、中学校で部活動をしており、更に地域のクラブチームでも活動している場合、中体連の大会ではないですが、大会によっては、例えば協会の試合で、自分のいる学校とクラ

教育研究支援課長

ブチームが試合するようなことが普段から行われているようで。チーム同士が敵味方で試合する場面も生じてきて、これから地域にだんだん移行されていくとなると、例えば中体連も、今までのような学校単位ではなくなるので、今多分その辺りのことも様子を見ながらと言われたと思います。三重県では、そこら辺の流れが、今どのような状態になっているかを教えてもらえらるともっと皆さんが分かるかなと思うのです。分かる範囲でお願いします。

はい、教育研究支援課の奥田でございます。

協会の大会につきましては、既に地域のスポーツから学校単位でなくとも参加できるという状況が整っている協会もあります。先程みたいに学校のチームと普段所属している地域のスポーツがぶつかるということもあると思いますので、今、中体連の大会の方は、学校単位が基本ですので、そこがこの地域移行に伴って中体連も、地域のスポーツクラブからの参加を認めていくという形で今、動いているところです。

ただそれを受けて、県が今後その参加の要件についてどのように整理していくのか、さらにそれを市町の中体連がどのように整備していくのかというのは今、整理しているところで、まだ、そこについては、それぞれの競技の専門部の方からもしっかりしたものが示されていない状態であります。心配なのはどちらからしか参加できないという状況でありますので、さっきみたいに両方に入っていて両方がぶつかる、どちらからでも出られるというような条件ではないのです。地域から出る場合は地域から、その場合は学校から参加できない。そのようになっていますので、学校の部活動に参加している子たちが地域で出るときに、学校に残っている部活動の子たちとの関係とか、それらをしっかり整理していかなければならないので、丁寧に進めていかなければならないと思っております。

前田委員

当分先ということですね。来年再来年にそうなるというようなことはなさそうかな。

教育研究支援課長

地域移行については集中的に令和5年、6年、7年でというふうに。ただ、3年間で必ずしも全部が移行できるのかというと難しい状況であると思うので、直ちに移行ができないところは、今の部活動の形を続けていくということも国の方は言っております。とにかく子どもたちが活動できないような状況を作らないように、丁寧に進めていかなくてもなりません。そして、一旦進めたけど、やっぱり無理でしたと戻ることは絶対できないと思いますので、他市町

蓮尾会長

の状況も確認しながら、何よりも地域の状況とそれから子どもたち、保護者の方の声を聞きながら進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

それでは、部活動、アの件につきましては、これで終わります。

次に、イ、ウ、エにつきまして、御意見御質問ありましたらよろしく願いいいたします。

木原委員

決めていただいている内容に異論はないのです。個々の事情に応じて弾力的な対応をいただいていると理解をしています。子どもたちが学校に通えなくなるという、そのストレスとか色々なことで先程もお話がありましたけど、友達やコミュニティを作るのが苦手な子どもが学校を途中で変わることはなかなか難しい状況にあります。そのような中で、これに引っかけたこないから認められないということは、今はしていただいてないと理解はしているのですが。コロナ禍の中で少しコミュニティとか友達作りの在り方が変わってきているのではと保護者としてはすごく危惧している部分があります。表面だけの状況ではなくて、本質的に抱えられている根本的な問題をしっかりと汲み取っていただいて、引き続きジャッジしていただければと切に願っていますので、どうぞ引き続きよろしく願いいいたします。

学校教育課長

ありがとうございます。具体的な話となるとできませんが、その点については、できる限り自分たちも時間をかけて、聞き取れる範囲で様々なところに問い合わせさせていただいております。学校は当然ですけれども、保護者の方であったり、その保護者の方の御意見をさらに深く聴きとれる場所であったり、できる限り話を聞いた上で、まずはお子さんが、そして、保護者の方がどういう気持ちであるのかということも大事にさせていただきたいと思っておりますので、その部分というのが学校、保護者とそれからお子さんそれぞれの意見をしっかりと聞いた上で判断をさせていただきます。その中で、やはり指定校の変更まではいかないということで判断させていただく場合もございます。その場合は時間をかけて、認められないという理由をしっかりと説明させていただきたいと思っております。

蓮尾会長

いかがでしょうか。

先程、申請者数の表を拝見したのですが、この表で、採用率はどうかのでしょうか。

学校教育課長

申請というのは認定された数でございます。相談件数となるともう少し多くあります。

蓮尾会長	わかりました。認定者数なのですね。他に御意見等いかがでしょうか。
下村委員	よろしいですか。
蓮尾会長	どうぞ。
下村委員	別件になりますが、エの自治会と学校区を同じすべきであると。これは自治会の活動を一生懸命してみえる方の本当の御意見だと思うのです。
	子どもの声も大事にしなくてはなりませんし、保護者の声も大事にしなくてはなりませんが、やはり自治会としても活動していく上ではこれが本音で、これを解決するために学校はキーポイントだと思います。学校が自治会の方とどれだけ連携をとるか、外へ向けて自治会の方と通信を配ったり、校区外の学校が自治会とどう動きアプローチをするか、それで解決できると思うのです。保護者や子どもからあんまり多くの声は出てこないのかなという感じはしますけど。
蓮尾会長	事務局からは、いかがでしょうか。
学校教育課長	ありがとうございます。ぜひ学校へも確認をさせていただき、御理解いただけるように丁寧にお話させていただきたいと思います。自分たちとしては、この場合は国道を渡ることになってしまうので、まずは児童生徒、保護者の方の御意見をいただくことを前提としてお話をさせていただいておりますけれども、確かに、自治会の方々の思いも大事にしていきたいという、学校にもそういったことを御理解いただけるように、繋がっていただけるように説明をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
木原委員	いいですか、今のところで、自治会内で小学校が二つに分かれる地域が市内に何ヶ所かあるということなののでしょうか。
学校教育課長	はい、かなり、あります。お子さんがずいぶん少なくなっている場合はそこまで問題にはならなかったのですが、異常に団地が増えて、自治会と更にその学校区、その後中学校区も変わるという場合は、平成26年か27年ぐらいに新町校区の方で、そういった御意見を沢山いただきましたので、自治会の部分で少し変更させていただいたという経緯がございます。意見を沢山いただく場合はそういったことを説明させていただいて、変更させていただいた経緯があります。
蓮尾会長	今、御説明いただいた件は、新町ですよ。たまたま過去の平成25年の資料で見ました。

学校教育課長

はい、人数が随分増えた時期で、沢山御意見いただいたと聞いています。

中村委員

一部、複雑な問題がありまして。芸濃町でも二つ小学校がありまして、一つは大きな学校、一つは複式の学校で、複式の学校の保護者よりも地域のおじいちゃん、おばあちゃんの声から、他の地域の学校へなるべくなら行かないでほしいという願いがあるのですが、芸濃町の場合は、保育園と幼稚園が一体となる子ども園があつて、そこに全ての子が来て、そこから二つの小学校に分かれる。その時に学童保育があるかどうかということで選ばれる親がいて、今度、小さい学校にも学童保育ができるということですので、その後どういうふうに地域に戻っていくか、これから色々問題がありますね、地域の中でも。幼稚園で一緒に友達なのに、小学校が別々に別れなくてはならない子どもの問題もありますし、親の問題も。それ以外にも地元の自治会の役員さんの思いとか、地域のおじいちゃん、おばあちゃんの思いとか、複雑な思いがあるので、今、芸濃町、少し、難しいなと思っているのです、色々な声を聞きますので。もう各家の判断ということで分かれていますのですけれども。

蓮尾会長

色々な問題があります。他に御意見御質問ありますでしょうか。

内容につきまして、せっかくの機会ですので、後で言えば良かったとありませんように。皆様から御意見を、今最後のエのところまでいただいたのですが、他のところはよろしいでしょうか。

それでは特にございませんようでしたら、この辺で終わりとします。

学校教育課長

ありがとうございます。年に 1 回は審議会を開催させていただく予定であります。自分たちもこれから来年度に向けて、沢山の問い合わせがあります。個々の相談内容がそれぞれ違いますので、日々悩むことばかりで。審議会の皆様方から御意見いただきながら、最終的には、適正な決定をさせていただきたいと思いますので、今後とも御協力、御支援よろしくお願いします。本日はありがとうございます。

事務局

蓮尾会長、大屋副会長、ありがとうございました。

皆様に長時間に渡りまして、忌憚のない御意見をありがとうございました。これをもちまして、令和 4 年度津市通学区域審議会を終了します。

なお、委員の皆様は、令和 4 年 12 月 23 日をもちまして任期を終えられます。引き続き、お受けいただく方もみえますが、真川恭

子委員、中山利世子委員におかれましては、今期で退かれることになりました。年末の御多忙の中、審議会に御臨席いただき、有益な御意見をいただけてきましたこと厚くお礼申し上げます。

それでは皆様、お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。